

平成 22 年分収支報告書に係る政治資金監査報告書
 (都道府県選管分) の記載内容等に関する調査 (回答)

総務省政治資金適正化委員会事務局 あて

回 答 日 平成_____年_____月_____日
 所 属 _____選挙管理委員会
 ご担当者名 _____
 電 話 番 号 _____

- 【注】・ 本調査の対象となる政治団体は、平成 22 年 1 2 月 3 1 日時点で国会議員関係政治団体であった政治団体及び解散時点で国会議員関係政治団体であった政治団体です。
- ・ 平成 22 年分の政治資金収支報告に係る要旨を公表する時点での状況等を回答してください。
 - ・ 該当箇所の□を■に塗りつぶしてください (質問項目によっては複数回答可)。
 - ・ その他の回答箇所についても可能な範囲内でご記入ください。

I. 平成 22 年分の収支報告書及び当該報告書と併せて提出する書類について

Q 1. 収支報告書の「支出」に関する箇所について不備等を指摘する事項はありましたか？

- なかった
 あった (特に多いと感じた事項は、□を 2 つ塗りつぶしてください。)

→	<input type="checkbox"/> 支出の金額が間違っていた。 <input type="checkbox"/> 支出項目が間違っていた。 <input type="checkbox"/> 支出の小計が間違っていた。 <input type="checkbox"/> 収支報告書が、まったく任意の様式により作成された。 <input type="checkbox"/> その他)
	具体的に	
→	国会議員関係政治団体のうち (_____) 割程度の団体に不備等があり、その程度は、平成 21 年分に比し、	
	<input type="checkbox"/> 相当に減っている。 <input type="checkbox"/> 若干減っている。 <input type="checkbox"/> ほとんど変わらない状況である。 <input type="checkbox"/> 増えている。	

Q 2. 収支報告書と併せて提出する書類について不備等を指摘する事項はありましたか？

なかった

あった（特に多いと感じた事項は、を2つ塗りつぶしてください。）

- 領収書等の写しの添付漏れがあった。
- 領収書等を徴し難かった支出の明細書の添付漏れがあった。
- 振込明細書に係る支出目的書の添付漏れがあった。
- 政治資金監査報告書の提出義務を知らなかった。
- 領収書等の編さんがずさんで、各支出との対応関係が分かりにくいものがあった。
- その他

具体的に

→ 指摘事項の中で、平成 21 年分と比べて相当に減ったと感じられたものはありましたか？

具体的に

Q 3. 政治資金監査マニュアルの改訂により、今回から、必要記載事項に不備がある領収書等に係る支出について、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて確認できることになりました。

当該請求書等についても、写しを都道府県選挙管理委員会に提出することも可能になりましたが、このことにより、都道府県選挙管理委員会の事務負担に変化はありましたか？また、当該取扱いは、収支の公開の向上に役立つと思いますか。

さほど変わらない

- ↳ 収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思う。
- ↳ あまり意味のない取扱いだと思う。

その理由

増えた

- ↳ 収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思う。
- ↳ あまり意味のない取扱いだと思う。

その理由

Ⅱ. 政治資金監査報告書の記載内容について

Ⅱ—1 記載例ごとの政治団体数

Q 4. 平成 22 年分の収支報告書に併せて政治資金監査報告書の提出があった政治団体数
(以下の(1)～(4)の記載例について、詳しくは、政治資金適正化委員会ホームページ「政治資金監査報告書の記載例・チェックリスト」の項を参照してください。)

_____ 団体

- ・ うち記載例(1) (政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合) で提出があった政治団体数

_____ 団体

- ・ うち記載例(2) (会計帳簿に記載不備がある場合) で提出があった政治団体数

_____ 団体

- ・ うち記載例(3) (会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合) で提出があった政治団体数

_____ 団体

- ・ うち記載例(4) (収支報告書に支出が計上されていない場合) で提出があった政治団体数

_____ 団体

- ・ うち記載例(2) 及び(3) が複合した形で政治資金監査報告書の提出があった政治団体数

_____ 団体

Ⅱ—2 基本的な確認

Q 5. 政治資金監査報告書の基本的な記載内容（あて名、年月日等）について不備等を指摘する事項はありましたか？

なかった

あった（特に多いと感じた事項は、を2つ塗りつぶしてください。）

国会議員関係政治団体の名称が当該団体が都道府県選挙管理委員会に届け出た名称以外のもになっていた。

代表者の氏名が国会議員関係政治団体の代表者名以外のもになっていた。

登録政治資金監査人の署名が自署かつ押印されていなかった。

登録番号が記載されていなかった。

研修修了年月日が記載されていなかった。

その他

具体的に

指摘事項の中で、平成 21 年分と比べて相当に減ったと感じられたものはありましたか？

具体的に

Ⅱ—3 「1. 監査の概要」について

Q 6. 政治資金監査報告書の「I. 監査の概要」の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？

なかった

あった（特に多いと感じた事項は、を2つ塗りつぶしてください。）

定期分の収支報告書で、「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されていなかった。

解散分の収支報告書で、「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されていなかった。

政治資金監査対象書類が、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」と記載されていなかった。

登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類が、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」と記載されていなかった。

政治資金監査を主たる事務所以外で実施した場合に、その理由が明記されていなかった。

その他

具体的に

→ 指摘事項の中で、平成21年分と比べて相当に減ったと感じられたものはありましたか？

具体的に

Q 7. 政治資金監査を主たる事務所以外で実施したとされるもの（「1 監査の概要」欄（4）にその旨の記載があるもの）で、次の2例以外の理由が記載されていたものはありましたか？

・ 作業スペース不足等により円滑な監査の実施が困難なため

・ 同一の国会議員に係る複数団体の監査の効率的実施のため

なかった

あった

その理由と実施場所を具体的に

II—4 「2. 監査の結果」について

Q 8. 記載例(2)で政治資金監査報告書の提出があった政治団体のうち、「2 監査の結果」の(2)で、会計帳簿に記載不備があった事項(支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち該当する事項)を具体的に明記していない事例はありましたか？

- なかった
 あった (_____ 件)

Q 9. 領収書等の亡失等があるにもかかわらず、亡失等一覧表を添付していない政治資金監査報告書はありましたか？

- なかった
 あった (_____ 件)

Q10. 記載例(3)で政治資金監査報告書の提出があった政治団体のうち、(別記)に、次の3例以外の事項が記載されていたものはありましたか？

- ・ 領収書等亡失等一覧表
- ・ 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費
- ・ 当該団体に対して発行されたとは推認されない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

- なかった
 あった

具体的に

Q11. 領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載された支出で、政治資金監査マニュアルで例示している「領収書等を徴し難い事情」(政治資金監査マニュアル(平成22年9月改訂版)Ⅴ4(2)参照)以外の事情が記載されたものはありましたか？

- なかった
 あった

具体的に

II—5 その他

Q12. 選挙管理委員会の立場として、登録政治資金監査人に対してアドバイスや改善を促したい点等がありますか？

- ない
 ある

具体的に

Ⅲ. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について

Q13. 収支報告書の支出の内容を訂正する際に、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

また、登録政治資金監査人の確認を受けることなく、収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体はありましたか？

- 該当なし（収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体は存在しなかった。）
- 登録政治資金監査人の確認を受けて収支報告書の支出の内容を訂正した

(_____ 件)

→ { 支出の金額が訂正された。
 支出の項目が訂正された。
 支出の年月日が訂正された。
 支出自体が削除された。
 その他

具体的に _____

- 登録政治資金監査人の確認を受けずに収支報告書の支出の内容を訂正した (_____ 件)

→ { 支出の金額が訂正された。
 支出の項目が訂正された。
 支出の年月日が訂正された。
 支出自体が削除された。
 その他

具体的に _____

Q14. 領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じた場合に、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

また、登録政治資金監査人の確認を受けずに変更した政治団体はありましたか？

該当なし（収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じた政治団体は存在しなかった。）

登録政治資金監査人の確認を受けて支出の内容を証する書面を変更した

（_____件）

↳ 領収書等が再発行された。
 領収書等を徴し難い事情がないことが明らかになり、領収書等亡失等一覧表を作成した。
 その他

具体的に

登録政治資金監査人の確認を受けずに支出の内容を証する書面を変更した

（_____件）

↳ 領収書等が再発行された。
 領収書等を徴し難い事情がないことが明らかになり、領収書等亡失等一覧表を作成した。
 その他

具体的に

Q15. 政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤りがあったため、「訂正後の政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

なかった

あった（_____件）

記載誤りの具体的事例

IV. 少額領収書等の写しの開示制度について

Q16. 制度が始まって以来、公序良俗違反と認められたため不開示決定とした案件は、

今のところない

あった

→ その事由

行政機関又は政治団体の業務の混乱、停滞が目的

犯罪行為が目的

少額領収書等の写しを改ざんして使用することが目的

Q17. 政治資金適正化委員会が具体的指針として示した事項（詳しくは、政治資金適正化委員会ホームページ「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針について」の項を参照してください。）以外で、公序良俗違反として検討すべきと考えられる事例はありますか？

今のところない

ある

具体的に

Q18. 訴訟は、

今のところない

ある

具体的に

V. その他

Q19. 政治資金適正化委員会に対するご意見、ご要望等

登録政治資金監査人に対する研修を充実してほしい。

Q&Aを充実してほしい。

政治資金適正化委員会のHPを使いやすくしてほしい。

選挙管理委員会への定期的なメールの発出など、連絡を密にして欲しい。

その他

具体的に

～ご協力ありがとうございました～